

**公務員宿舎小鹿住宅整備事業に関する
国有財産無償貸付契約書（案）**

貸付人国（以下「甲」という。）と借受人〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項によって、国有財産の貸付けに関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 69 条第 1 項、第 71 条第 1 項の規定に基づき、次条に掲げる貸付物件（以下「貸付物件」という。）を乙に無償で貸し付ける。

（貸付物件）

第 2 条 貸付物件は、次のとおり。

所 在 地	区 分	数 量	備 考
静岡県静岡市駿河区小鹿三丁目 228 番 17	土 地	9,688.31 m ²	

（貸付物件の用途）

第 3 条 乙は、貸付物件を、令和〇年〇月〇日に甲との間で締結した公務員宿舎小鹿住宅整備事業契約（以下「P F I 事業契約」という。）に基づき、P F I 事業契約の履行に必要な範囲で使用しなければならない。

（貸付期間）

第 4 条 貸付物件の貸付期間は、令和〇年〇月〇日から、P F I 事業契約に基づき公務員宿舎小鹿住宅又はその出来高部分の所有権を甲へ譲渡するまでの期間とする。

（物件の引渡し）

第 5 条 甲は、第 4 条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第 6 条 乙は、貸付物件に係る使用权を第三者に譲渡し、貸付け又はその他の処分をしようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 乙は、貸付物件上の自己所有の建物その他工作物を P F I 事業契約上の目的を超えて第三者に使用させ、譲渡し又はその他の処分をしようとするときは、事前にその理

由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 前2項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(物件保全義務等)

第7条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件に関わる土地の工作物の設置保存のかしによって、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責任を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責任を果たした場合には、乙に求償することができる。

3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(実地調査等)

第8条 甲は、乙が第6条、前条第1項又は第2項に規定する義務に違反したとき、及びその他甲が必要と認めるときは、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考になるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、その質問に対して答弁をせず若しくは偽りの答弁をし、その調査を拒み若しくは妨げ、又はその報告を拒み若しくは怠ってはならない。

(違約金)

第9条 乙は、貸付物件の乙への貸付期間中に第6条に規定する義務に違反したときは、金〇〇〇〇〇〇円を違約金として、甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、第12条第1項に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(甲による契約の解除)

第10条 甲は、第4条に定める貸付期間中に国又は地方公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、PFI法第69条第12項、国有財産法(昭和23年法律第73号)第24条第1項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合又は次の各号の一に該当していると認められるときは、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第

2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償を要しない。

(PFI事業契約との関係)

第11条 PFI事業契約が解除その他の理由で期間満了前に終了した場合には、本契約はPFI事業契約の終了と同時に終了するものとする。

(損害賠償等)

第12条 乙は、本契約に定める義務に違反したため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第10条の規定に基づき本契約が解除された場合において、損失が生じたときは、PFI法第69条第12項、国有財産法第24条第2項の規定に基づきその補償を請求することができる。

(必要費等の放棄)

第13条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了し、又は第10条及び第11条の規定により本契約が終了した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費について、その支出に関し甲の承認を受け、かつその承認の際に甲が償還する旨定めた場合、及びPFI事業契約に定めがある場合を除き、甲に対しその補償等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第14条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第15条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

- 2 乙は貸付物件が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。
- 3 本契約に定めのない事項の生じたとき又は本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

(裁判管轄)

第 16 条 本契約に関する訴えの管轄は、財務省東海財務局所在地を管轄とする名古屋地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

貸付人 国
契約担当官
財務省東海財務局長 名

借受人 住所
氏名